

○熊本市都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の規模を定める条例〔市
街地整備課〕

令和４年３月２４日

条例第２１号

都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第６２条の９第１項の条例で定め
る規模は、５０平方メートルとする。

附 則

この条例は、令和４年１０月１日から施行する。